保険番号マスタ （茨城県08）

番号	設定項目名＼制度名	乳児	幼児3歳未満	幼児3歳以上	母子家庭	父子家庭	妊産婦	重度心身障害者	高齢重度	小児特定	児童	小児	小児慢性	古河市・神栖市・つくば市 乳児	乳児就学	小児	東海村 障害	日立市 障害	高齢障害	乳幼児	神栖市 高齢者	守谷市 妊産婦	河内町 ひとり親	17年10月以前の旧制度に対応 乳児	母・父子家庭	重度心身障害者	妊産婦
1	保険番号	181	182	189	188	187	186	183	185	152	180	184	160	190	192	194	195	283	285	289	341	196	191	145	143	146	199
2	法別番号	81	82	89	88	87	86	83	85	52	80	84	60	90	92	94	95	95	95	90	41	96	91	45	43	46	86
3	短縮制度名	マル乳	幼3未	幼3以上	マル母	マル父	マル福	マル障	高齢重度	小児特定	児童	小児	小児慢性	乳児	乳児就学	マル古	障害	日立障	日立高障	日立乳	神福	守谷妊産婦	河内親	マル乳	マル母	マル障	妊娠償還
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O	0
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢（開始－終了）	0 － 0	1 － 2	3 － 15▲	0 － 999	0 － 999	16 － 999	0 － 999	0 － 999	0 － 999	6 － 9	0 － 18	12 － 20	0－18	6－15	19－20	0－999	0－999	0 － 999	0 － 6	0－999	16－999	0－999	0 － 2	0－999	0－999	16－999
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	1	1	1
12	レセプト請求（印刷）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3	3	0
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	外来負担区分	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	3	1	1	1	1	2	3
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	100
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	600	600	600	600	600	600	0	0	0	600	600	0	600	600	600	0	0	0	600	0	600	600	500	500	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
20	1月院内上限額	1200	1200	1200	1200	1200	1200	0	0	0	1200	1200	15000	1200	1200	1200	0	0	0	1200	0	1200	1200	1000	1000	0	0
21	1月院外上限額	1200	1200	1200	1200	1200	1200	0	0	0	1200	1200	5000	1200	1200	1200	0	0	0	1200	0	1200	1200	1000	1000	0	0
22	1月上限回数	2	2	2	2	2	2	0	0	0	2	2	0	2	2	2	0	0	0	2	0	2	2	2	2	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	3	1	1	2	2	2	3
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	100
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	300	300	300	300	300	300	0	0	0	300	300	0	300	300	300	0	0	0	300	0	300	300	0	0	0	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額	3000	3000	3000	3000	3000	3000	0	0	0	3000	3000	15000	3000	3000	3000	0	0	0	3000	0	3000	3000	0	0	0	0
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	1

(注) 妊産婦医療福祉費　　平成20年4月より社保国保ともにレセプト請求

(注) 負担者番号　　平成18年7月から負担者番号の番号付与制度が変更になるため、次のような登録にてお願いします。
★ 半角8桁 ： ○○08△△△▲ （○○：対象者記号 、△△△：市町村番号） （従来 ・・・ 半角5桁 ／対象者記号2桁＋市町村番号3桁）

(注) 小児特定　　国公費の小児慢性特定疾患の茨城県用の拡大助成制度。平成21年4月の制度改正により食事は自己負担。国公費とは別仕様であり、地方公費として扱う。（国の小児特定の改正があっても反映しない）。平成26年12月で制度終了のようです。

(注) 小児慢性　　入院月15000円、外来月15000円（院内処方）、5000円（院外処方）の患者負担。

(注) 古河市・神栖市乳幼児　　※神栖市は高校生までを助成対象としているようです。
（つくば市乳幼児・190のみ）　※東海村、阿見町（平成22年10月）、筑西市（平成24年4月）、河内町、利根町（平成30年4月）にも同様の制度があるようです。保険番号190につきましては「つくば市」においても同様の制度があるようです。平成26年9月で保険番号192は廃止予定。
「マル古」（古河市、境町の制度。小児マル福の拡大助成で19、20歳が対象のようです。）※平成26年10月制度開始、平成30年10月より制度変更

東海村障害　　※平成21年4月開始。神栖市（令和3年7月）も同制度のようです。
日立市乳幼児　　「日立市医療福祉費請求書」で請求します。カスタマイズをお願いします。レセプトには○福の文字が必要のようですがレセプトカスタマイズをお願いします。※平成21年7月より社保・国保共にレセプト請求へ変更
日立市障害　　「日立市医療福祉費請求書」で請求します。カスタマイズをお願いします。※平成21年7月より社保・国保共にレセプト請求へ変更
日立市高齢障害　　「日立市医療福祉費請求書」で請求します。カスタマイズをお願いします。※平成21年7月より社保・国保共にレセプト請求へ変更
神栖市高齢者医療費助成　　「医療福祉償還払支給申請書」で請求します。カスタマイズをお願いします。神栖市の妊産婦も同様の制度のようです。
守谷市妊産婦すこやか医療　　県のマル福（妊産婦）の拡大助成です。助成内容は県と同一。※平成24年10月より社保国保共にレセプト請求。
※河内町も同様の制度があるようです。
河内町ひとり親医療　　助成内容は県と同一。河内町の児童は保険番号190,191、妊産婦は196と同制度のようです。※日立市（令和3年4月）、神栖市（令和3年7月）も同制度のようです。

▲ 乳幼児適用年齢上限　　市町村によっては、入院時の助成が中学生まで適用されるようです。

※ 平成20年4月から妊産婦の請求方法の変更。償還払いからレセプト請求へ。
※ 平成17年11月から重度心身障害者、高齢重度は食事療養費標準負担額の1／2を助成。平成19年4月より全額自己負担へ制度改正。
※ 平成22年10月から乳幼児の年齢拡大助成として児童（法別80）の制度開始。
※ 平成24年10月から4つの法別番号「80, 81, 82, 89」を法別番号「84」へ変更。法別番号80等は平成25年8月までで廃止予定。
※ 平成26年10月から法別「94」の制度開始。法別番号「84」「90」の年齢拡大により法別番号「92」は平成26年9月までで廃止予定。
※ 平成30年10月から法別「94」は法別「90」に統一。（古河市、境町のみ法別「94」が継続）